

第2回 彦根市行政評価委員会
彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第2回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成27年7月30日（木） 午後2時00分～午後4時45分	
場 所	彦根市役所2階 22会議室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	福祉保健部次長、市民環境部次長、福祉保健部および市民環境部関係各課職員
欠 席 委 員	赤木委員、西川委員	

【開 会】

【委員会の成立について】

委員8人中、6人が出席。過半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

【資料の説明】

事務局より本日の資料の説明。

【341 支え合いのまちづくりの推進（振り返り）】

○福祉保健部次長

「施策：341 支え合いのまちづくり推進」、施策担当課は社会福祉課でございますが、まず総合評価でいただいております、ご意見等に対します取組または予算措置の状況でございます。

まず1点目でございますが、福祉バスの運行事業に関してでございます。こちらにつきましては、今まで大手バス会社3社と運行委託契約いたしまして、バスの配車を行って、社会福祉団体等の地域福祉活動等の移動手段としてご活用いただいた制度でございます。

れども、こちらにつきましては平成26年度末をもちまして廃止させていただいております。そのかわり、27年度から2年間の有期ではございますが、社会福祉団体等活動費補助金として2年間の制度として新設いたしまして、今現在、運用させていただいているところでございます。

今回のこの改正につきましては、前回はバスの配車事業といたしまして、利用に当たっての幾つかの規制をさせていただいております。例えば、バスにつきましては、利用人数に応じて小型、中型、大型という形でバスを配車するという部分であるとか、あるいは日曜日、祝日は利用できない、あるいは走行距離200キロ未満、あるいは利用時間を決めさせていただいた中での利用といったような形で運営をさせていただいておりますが、今回それらの利用制度を一定緩和させていただきまして、現在、規制をしておりますのは利用目的、利用団体の定義は同じでございますけれども、宿泊による利用はできないというところ辺を残しております。そういった規制緩和を行った後、そのほか、マイクロバスの利用も可能とする形で整理をして運用させていただいております。

現在、この移行に際しましては、大手バス会社についてもこの改正点を説明させていただきました。そこでご意見等としていただきましたのが、道路運送法の改正によりまして、27年度といたしますか26年度の途中からの法改正でしたが、今までバスの委託運賃を決めていたわけなのですが、新しく法改正によりまして、その委託運賃の計算が非常に難しいというご意見もございましたし、もう一つはバスの配車だけをお願いしておりますので、当然ながらバス会社として通常の旅行業、例えば行程を組んだりとか昼食場所の手配であるとか寄る場所とかを手配するといった旅行業を認めなかったものが、今回の改正によって認めるということになりましたので、バス会社からも好評をいただいているところでございます。

あと、団体様につきましては、旅行会社あるいはバス会社、どちらでも利用が可能という形になりましたので、一定の成果があったものと考えているところでございます。

平成27年度の予算措置としましては、新しく法改正、道路運送法によりまして改正された料金で、ある一定の委託料を算出し、昨年度（25年度）の実績から大体1台当たりのバスの利用単価を求めまして、現在予算措置としましては1台当たり6万円補助をさせていただくということで、運用しているところでございます。

それから、2点目の地域福祉活動計画につきましては、市社協のほうで平成26年度末に計画を策定されました。この計画は大きくは三つの部分で構成をされております。地域

福祉推進計画、学区（地区）の住民福祉活動計画、それから市社協の基盤強化計画という3本立てで構成されているところでございまして、この学区（地区）の住民福祉活動計画につきましては、平成26年度末で19の学区（地区）社協のうち、5学区について策定が終了しております。

ちなみに、城東、城南、城北、佐和山、日夏という5地区でございます。今年度、27年につきましては、残りの12（誤り。正しくは14）学区も順次策定をされるということで、今、住民福祉懇談会等を開いて計画づくりに邁進をされているというところでございます。今後はこの計画の策定によりまして、地域福祉活動が具体化され、要するに地域によって課題が多少違うところもございまして、そういった点をとらまえながら活動も具体化されてくるというふうに考えておりますので、今現在も行っておりますけれども、市社協の地域福祉事業としての助成の中で支援等を検討していくことを考えているところでございます。

続きまして、民生委員さんに関することでございますけれども、非常に昔と比べますと福祉施策の拡充であるとか、あるいは住民自治の多様化によりまして活動の範囲が広がっているということがございます。また、地域においても充て職的な活動というものが結構多うございまして、多忙となっているというのが現状でございます。本市としましては、そういった選出にかかる啓発としまして、極力早い時点でお知らせをするということで、改選1年前から自治会等には次年度に改選があるということで、スケジュールを含めて周知をさせていただくとともに、民生委員さんが、全国的に地域における委員活動をしやすい環境づくりというものに取り組みまれております。これは自治会との連携といったところを全面的に取り組みながら、活動を知っていただくという取組を民生委員さん自身も取り組んでいただいている状況でございます。

この改選に当たりましては事前に、ちょうど今の時期からでございますけれども、各学区に民生委員児童委員協議会という協議会がございます。そういったところを中心に、地域の自治会に民生委員さんの定数であるとか、区域変更といったご意見を聞いてほしいということで、毎年民生委員さんの任期の期間の中間で要望まとめを行っております、それをもとに次年度の選出であるとか、区域を定めた中で自治会さんのほうに推薦をお願いしているというような状況でございますので、そういった中で民生委員さんにも極力自治会との連携を深めていただくような取組をお願いしているところでございます。

次に、会議における意見等というところでございまして、社協の適切な支援、協働の取

組の必要性でございますけれども、学区（地区）社協につきましては地域福祉を推進する上で、自治会等とともに重要な組織として考えているところでございます。今現在、市社協に助成をしております中で、学区（地区）社協にも活動の助成が行われているところでございますので、策定された、あるいはこれから策定される学区（地区）住民福祉活動計画の策定によって、地域福祉活動の具体化がされるというふうに考えていますので、それらが構築される中で、市社協とも協力しながら助成等を検討していきたいと考えているところでございます。

それから、その他委員会での質問ということでございまして、まず1点目の福祉バスに関する部分でございます。今回、この福祉バスを移動手段としてのバスの補助という形をとっておられますけれども、今後の廃止後の利用団体等への支援につきましては、それぞれの担当部署ごとに個別施策として活動支援を考えていただくということで今、検討いただいているところでございます。いわば、団体としての支援のあり方を検討していただくということで、今のところ、順次進めさせていただいているところでございます。

それからもう一つ、地域福祉活動計画の策定状況でございますが、先ほど総合評価の欄でも申し上げましたとおり、今、その一部でございます学区（地区）住民福祉活動計画が12（誤り。正しくは14）学区、まだ未策定でございます。この部分については、今年度中に策定をするということで、順次策定作業が進められている状況でございます。

次に妥当性及び効率性で低い評価となったことに対する意見でございますが、まず市社協には、地域福祉を推進していく上で、学区（地区）社協というのが住民組織、こういう例えでいいのかわかりませんが、住民によります組織でございますので、住民とともに地域ニーズの把握に努められまして、先ほど申し上げた学区（地区）住民福祉活動地区を策定されて、あるいは推進される中で地域の指導者となっていただきたいというふうに考えているところでございます。

そういったことから今後、こういった計画づくりの中で、あるいは計画の推進の中で、いろんな支援という要望が出てまいろうというふうに考えておりますので、引き続き市社協を通じて、（学区）社協が実施する地域福祉事業への支援を図っていきたいというように考えておりますし、民生委員の選出におきましては、自治会とともに民生委員の協力をお願いしながら、委員確保に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから効率性でございますけれども、まだ学区（地区）の住民福祉活動が全部そろっ

たわけではございませんが、社協が作りました計画に沿って地域活動が推進されていくものというふうに考えておりますので、今後自治会あるいは学区（地区）社協あるいは民生委員さんの団体等との連携によって、それぞれの地域に合った地域福祉の仕組みづくりを推進いただけるものと考えておりますので、引き続き市社協、市民児協連、あるいは単位民児協への支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

ただいまご報告いただきました内容につきまして、ご意見とかご質問等がございましたら、ご自由にお願いをいたします。

○副委員長

ちょっと確認したいのですけれども、昨年のこの行政評価委員会の席での議事録はごらんになっていただけましたか。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

その上で、もう一度確認したいのですけれども、稲枝の社協というのは彦根市社協に入っているわけですか、入っていないわけですか。

○福祉保健部次長

入ってはおりません。市社協組織に統合されている組織ではございません。

○副委員長

ないわけですか。

○福祉保健部次長

はい。稲枝社協も含めて全部そういう位置付けでございます。

○副委員長

そんな中、この社協さんです、城東とか城西とかある。稲枝はそこの中に入っていないのですけれども、例えば城北とか佐和山とか旭森とか多景とかいろいろ学区社協がありますけど、稲枝を除いて18あるんですね。

○福祉保健部次長

19です。

○副委員長

稲枝を入れて19ですか。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

稲枝を除いて18あるわけですね。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長 そのうちの18の学区社協をまとめておられるのが彦根市社協ですね。

○福祉保健部次長

そうではなく、市内19の学区（地区）社協、稲枝も含めてございますが、その学区（地区）社協というのは全て同じ位置付けでございます。市社協の配下にあるという組織ではございませんので、学区（地区）社協というのは、先ほど申し上げましたように、住民さんのほうで組織をされている団体という位置付けでありますので、直接的な市社協の組織の中に、例えば下部組織としてあるというものではなく、全く別として存在しているものです。

ただ、要は自治会とかと同じように、地域の組織としてこれから福祉活動を作っていたくという中で、住民さんを含めて動いていただく団体組織ですので、いけば市社協としても支援をされていますし、行政としてもその市社協がとりまとめている事業として、間接的ではありますが、事業補助をさせていただいている状況になってございます。

○副委員長

彦根市社協の人件費というのがございますね。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

彦根市社協の人件費というのは、常勤の方が6名でしたか、臨時の方が8名でしたか。

○福祉保健部次長

8名の職員と3名の臨時職です。

○副委員長

その人件費は彦根市から彦根市社協にお金がおおりて、そこから払われるということなのですね。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

稲枝の場合はどうなのですか。

○福祉保健部次長

稲枝は補助対象といたしますか、先に述べた組織でございますので、直接的な補助としては考えておりません。

○副委員長

なぜですか。

○福祉保健部次長

例えば稲枝学区の中で地域の自治会、連合自治会さん等々が設立をされている社協という形になりまして、その学区（地区）社協がその地域の中で、私が聞いた話では自治会の活動もやっていきましょう、民生委員さんの活動も支援していきましょうというような地域での決め事をされた中で、学区地区社協として地域の同意のもとで人が雇われているということになってございますので、そこには直接人件費を補助することはないということになります。

市社協というのは、こちらは社会福祉法で市町の社会福祉協議会としての位置付けというものが定義をされておりまして。彦根市で言えば一つの行政区で、一つしか設立ができないのが社会福祉協議会になっています。それか二つの行政区、複数の、例えば彦根と多賀とで一つの協議会を作りましょうかというのもできるのですけれども、彦根市でいいますと、彦根で一つしかできない、社会福祉協議会という位置付けになってございまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられているということでございます。それに基づいて本市の場合は、彦根市社会福祉法人の助成に関する条例において、市社協に支援しているところです。

○副委員長

それは城東とか旭森とか支援されているのと一緒ですよ。

○福祉保健部次長

いえ、違います。

○副委員長

例えば稲枝の会議所なら会議所で老人クラブの何かするということになれば、市社協と

して何か補助をすると。それは城東学区がされているところでも同じようにされているわけですね。稲枝の中であっても。

○福祉保健部次長

サロン活動など、そういうことですね。

○副委員長

稲枝社協の中にあっても市としては承認されているということですね。

○福祉保健部次長

はい、そうです。

○副委員長

それはなぜですか。今おっしゃったように稲枝社協は稲枝社協なのですよね。要するに、稲枝社協には人件費も何も出されておられないわけですよね。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

そうですね。それを城東学区にもそういうことをされる、稲枝社協にもそういうことをされましたら、じゃ、稲枝社協は別の組織だから稲枝社協で出されたらどうですかというふうに私は受け止めるのですが、どうですか。

○福祉保健部次長

別の社協というように申し上げたわけではございません。城東であれ、旭森であれ、稲枝であれ、全て同じというように先ほど申し上げました。ですから、要は同じ考え方で作られた組織でございますので、事業としてやっておられること、今のサロン活動であるとか、そういう地域に根ざした活動をされているということについては、市社協のほうでふれあい事業という形で構築していただいて、そこに彦根市社協さんからも出ますし、彦根市のほうからも支援をさせていただいて活動を支援しているところです。

ただ、こと人件費に関しましては、この彦根市内にある19の市社協は同じ位置付けになりますので、たまたま稲枝さんについては人を雇っておられるという状況であるというように認識でございます。

○副委員長

それはどうなのですか。人を雇ってもらえるから行政のほうがいつまでもそれに甘えるということですか。議事録を見てもらったら分かりますけど、1件当たり、具体的に言い

ますと、3,050戸から900円、274万5,000円というのが稲枝の社協で集められているお金です。もちろん出しておられない家もございます。この部分がほとんど同じぐらいの人件費として上がっているわけです。

私が申し上げているのは、もちろん組織的に一つの市に一つの社協しか法的には無理だということであれば、この900円というのを今後、30年も40年もこの稲枝地区の住民の方に自分たちは彦根社協には、いや、入って合併すれば別ですよ、それも一つの方法ですよ。では、このまま900円というのをその稲枝地区の人は出さない、自分たちで社会福祉活動をしなさいというように市は考えるのか、それともたまたま稲枝のほうが市が何も言わなくても出して自主的にやっておられるので、このまま黙って続けるべきだということか。これは市の姿勢です。僕は聞いているのです。僕は、もちろん900円というものを負担しなければいけない地域に入っているわけです。何年前かは知りません。恐らく30年か40年であれば当然億のお金です。その地区の住民だけで900円を負担しているのです。

もちろん、先ほど言われました社協によっては自治会から何十万とか、あるいは1軒当たりから200円とか300円というのは社協の活動費に充てられているわけです。私はこの人件費の部分について、例えばの話、監査請求によると不当なお金が使われていないかどうかを監査してくださいというのと逆の立場ですね。本来は市が負担すべきであろうものを、1地区の地域住民がいつまでも負担しているのがいいのですかということ僕が聞きたいのです。

もうこれ以上、ここで議論する気はありませんので、当然僕は継続審議としてお願いをしたい。今後、市としてはどのようにされるのか。一般住民のところから900円、稲枝地区の住民は市から何も援助を受けなくてもやっているのだと、極端に言ったらそうですね。市のほうも900円、ありがたいことだ、1軒から出していただいて、自分たちの人件費も出していただくと。普通に考えたら、活動費は別ですよ。人件費だけについては、彦根市社協に今3名か5名かおられましたよね。稲枝は2名ほどおられます。臨時職の方と1名と。その人件費を、この900円という額で負担しているわけですね。きっちり金額が合うかどうかは別で、理屈はそうです。私の言いたいことはお分かりになりますか。今後、そのまま行政としてやっておられると。では、合併すれば市としては当然、これは出さないといけない人件費だと思うのです。合併ということを考えれば。稲枝社協と彦根市社協が一つしか無理だということなんでしょう。だから、法的に彦根市社協しか認め

られないと、稲枝社協は法律的に認められない組織という僕は理解をしています。そうすると、そこには人件費は出せないということですから、合併をすれば出せるのではないのですかと。だから、合併というのも一つの選択肢、あるいは合併しなくてもその200何十何万については、彦根市社協は学区の総括か何をされているか、中の内容は僕は知りません。しかし、少なくとも臨時職の方と本職の方が何人かおられて全体のことを、当然事務から経理からされているはずなのですね。稲枝社協は、自分のところで1軒当たりから900円、半ば強制的に集めて、それを人件費に充ててされているということです。

私の言わんとしていることは当然分かっていただけたと思いますけれども、幾つかの解決方法がありますが、非常に矛盾する点が多いので何とかこれは継続的に市としても考えていただきたい。以上です。

○委員長

私の理解では、彦根市社協は一つしかできないということですね。稲枝のほうは学区社協ですね。

○福祉保健部次長

稲枝以外、全部の学区地区もです。

○委員長

レベルが違いますね。市社協と学区（地区）社協。

○福祉保健部次長

社会福祉法人であるということと、地域の自治会さんなり住民さんが自ら作り上げられたものがそれぞれの地区の社会福祉協議会ということになります。名前は一緒ですけども、全く性質は違うものです。

○委員長

したがって、市としては市社協の関係の方の人件費を含めて補助されているという認識でよろしいですね。

○福祉保健部次長

はい。

○委員長

学区のほうはそうではないと。

○福祉保健部次長

はい。

○委員長

今言っておられるのは、稲枝の学区の社協さんのほうにも職員さんが雇われて、その人件費が稲枝地区で集められている個別のお金から支出されているのはおかしいのではないかと、多分そういうようなご発言だったと思うのですが、実態はどうなっているのですか。私は認識をよくできないですが、そのあたりのところ、稲枝についてどのような形で市はかかわっていらっしゃるのか。人件費も含めてなのか、ちょっとよく分かりませんが。

○福祉保健部次長

まず、市社協になぜそういった人件費を助成させていただいているかということですが、一つは彦根市の地域福祉、言えば自治会、住民さん、それから学区（地区）社協を含め、NPOとかボランティア組織とかいろんな組織がありますが、その中で地域福祉に関する事業を展開していただくための指導的役割をしていただくこと、推進役をしていただくということを位置付けております。その関係がございますので、その推進していただく部署の者だけの人件費を助成させていただいています。他にも事業をやっておられますけれども、地域福祉に関する事業に携わっていただいている方の人件費を助成して、言えば推進していただく組織の基盤を強化するというところで助成させていただいています。

もう一方は、各事業に対する費用というのが、そういった地域福祉に関しての一部ではございますけれども、地域福祉に関する事業として、学区（地区）社協さんがやっておられるサロン活動であるとか、高齢者料理教室であるとかの事業に対して、市としても地域福祉の推進という形で助成しているところです。

もう一つは、学区（地区）社協と直接行政とのかかわりというのは、今までほとんどございません。自治会さんで例えれば、自治会活動、事務局を設けたいということで人を雇われたとします、私の自治会でもそうなのですけれども、町民自体が負担をして人を雇って活動されているということと同じく、私は学区（地区）社協というものを位置付けて考えているところでございますので、言えば市社協と同じように位置付けていただくとちょっと誤解が生じるのではないかなというように思っているところです。

言えば、地区で必要な分だけをそれぞれ地域の住民さん等から会費を頂戴されて運営されているということでございますので、そこへ行政が参入して、これや、あれやと言う事ではないと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

○委員長

整理をさせていただきますと、稲枝さんが家1軒当たり900円集めていらっしゃる

すね。そのお金は人件費としては一切使っていらっしやらないと。市としては。

○福祉保健部次長

市社協のですか。

○委員長

市から助成されていますよね。

○福祉保健部次長

はい。人件費はございません。

○委員長

関係ないですね。

○福祉保健部次長

はい。

○委員長

ということなのですが。

○副委員長

よく分かりました。理解できました。

それで、1 市民としては、例えば稲枝に住んでいると、城東学区に住んでいると、城東学区は一人100円ですよと、200円ですよと。人件費も、もちろん人数が多いとか活動云々とかいろいろありますけれども、普通は自治会長さんの家であったり民生委員の家であったり、特別に事務所も構えておられないはずですよ。

○福祉保健部次長

はい。

○副委員長

稲枝は、これはまた別の問題になりますけれども、稲枝支所の中に社会福祉協議会がありますよね。これはどういうことなのですか。稲枝とは関係ない。今、確かに稲枝の社協というのは、要するに僕から見たら幻の団体です。法律的にも何にもない、自分のところが勝手に900円集めてやっている状態だと。せっかくやっているのだから、彦根市としてはそれはやってもらえばいいではないか、金なんて出さなくてもいいではないか、295万、人件費、助かるではないかと。彦根市全体でいったら、これは確かに295万はプラスですよ。同じですよ。地区の住民にとってみれば、城東地区は集めてられないよと。確かに自治会から年間2万とか3万とか何万とかあって、あと100円とか200円

とか集めているときもあるけれどもと言って、人件費なんて出していないよと。活動の人件費は、もちろん事務所もないですし。でも、それを全部統括しておられるのは彦根市社協ですよ。少なくとも学区とは別だとおっしゃいましたけれども、少なくとも統括されているのですよね。ですから彦根市社会福祉協議会なのですよね。統括する必要がなかったら、彦根市社会福祉協議会など要らないですよ。全部地区の学区社協に任せてしまえばいい。だから、稲枝だけ1軒当たり900円とってやっておられるのだから、城東学区も1軒当たり900円とって、その中から人件費を出してやってくださいよと。

今言ったのは逆のパターンですよ。稲枝が出しているのだから、よその社協さんでもできないことはないでしょう。人件費相当分だけ自分ところを出してやりなさいよと。これも一つの方法だと僕は思います。

僕が聞きたいのは、市として今後、なおかつ言いましたように900円、既に20年払われていたら、年間275万ですから6,000万か7,000万になりますか、そうですね。これをずっと地元民が負担してきたわけですよ。自分のところで勝手にと言ったらいけません、一生懸命社協のことも自分たちの中から人件費も出してやっていただけると、彦根市としては大変ありがたいことです。僕はそう思うのです。

でも、このままこういう状況で、こういう会議で1市民からこのような意見が出た。これから、なおかつ市としては甘えて、その人件費を地元で負担されてやっていくのか、それともこれはやはり幻の存在だから市としては全然手を出さないということでしたら、地元民としてこの900円を、当然これ半強制的に今、各戸から徴収されております。多分、3,300幾つかくらい稲枝は今、戸数があると思います。当然、入っておられない方もありますし、今後増えていく可能性は多分少ないだろうと僕は思っております。

今後、方向として彦根としてはどのようにされるのですかと。どうしてもこれは自分のところでやってほしいと言うのであれば、ここから離脱する人もいます。逆に今度、稲枝社協からこの900円を払っていないから、あなたは稲枝社協の会員ではないと言われた時に、私は彦根市に住んでいますけれども、彦根市社会福祉協議会の会員ですか。僕がこの900円を払わなくなったときに、彦根市社会福祉協議会の私は会員ですか。言っている意味、御理解いただけると思いますよ。

意見が出たのは、ここまでは意見が出なかったけれども、各委員から出たのには、彦根市の社会福祉を考える上で、これはやっぱり当然避けて通れないこれからの問題やと思うんです。方向付けとして、もちろん時間も限られておりますし、市としては今度、どのよ

うに方向付けをされるのか、十分検討をしていただきたいということです。御理解をいただけましたでしょうか。

○福祉保健部次長

先ほど統括されているとおっしゃいましたけれども、市社協が各学区（地区）社協を統括しているわけではございません。それはちょっと御理解をいただきたいと思います。

もう一点は、市社協は会員というような位置付けではありません。れっきとした社会福祉法人ですから、当然理事、評議員という形の一般的に社会福祉法人としていろんな介護事業等を実施されていますので、そのような組織であると解釈をしていただいたらいいかと思っております。

ただ、今のお話で稲枝さんが人を雇われて、その中、地域で会費を負担されて運営されているということは、私は非常にいいことだと思っています。人を雇っているからそこに市が補助しないといけないというような議論ではないと私は思いますし、それはそれぞれの地域で御議論いただくべきことではないのかなと私は思います。それに行政がどうするのかというような投げかけをいただいても、非常に困惑するようなお話であるというふうに考えております。

○副委員長

市としては、このままの状況でこれからもずっと行くというわけですね。

○福祉保健部次長

現実としてはそうなります。

○副委員長

ということは、ここで話していても継続されたり、あるいはそのことについて市としては全体として考えようということは全く無いわけですね。

○福祉保健部次長

そうですね。人件費を補助することはないと考えております。現時点ではそうです。

○副委員長

分かりました。僕はこのままではちょっと納得いかない。

○委員

すみません。よろしいですか。

○副委員長

どうぞ。

○委員

個人的なこともあると思うので、この委員会でどこまで言っていいのか分からないですけども、とりあえず確認とちょっと聞きたいことがあります。

要は、彦根市と稲枝町が合併する前にはそれぞれに社協があったのですか。

○福祉保健部次長

そうです。

○委員

それが合併したわけですね。その時に、稲枝町の社会福祉協議会そのものが彦根市という一つの行政区となったため、その中の社会福祉協議会としては一つになるので、稲枝町にあった社会福祉協議会そのものの立場が、いわゆる行政の中の社協福祉協議会ではなくなった。だけれども、そこにはそういう機能もあるので、稲枝地域の社会福祉協議会の機能として、そのままそこが活動を継続されてきたというようなニュアンスでよろしいのでしょうか。

○福祉保健部次長

そうです。

○委員

その時、今おっしゃっている、一方では稲枝の社会福祉協議会はその立場がそれまでと変わった段階で、聞いていて気になったのですが、稲枝支所の中に社会福祉協議会の事務所があるのですか。

○福祉保健部次長

置いておられます。

○委員

彦根市の施設の中に事務所を置いているということですか。

○事務局

その団体が一定部分をこういう目的のために使いたいということで。

○委員

他の学区社協さんも彦根市にお願いをすれば、彦根市の市役所内なり、施設の中に社会福祉協議会の事務局は置くことが可能なのですか。

○事務局

一概に全部がそうと言いきれるものではないです。

○委員

ですので、先ほどの説明でそれぞれの学区社協と同じ、いわゆる任意団体としての位置付けに稲枝の学区社協も変わりましたとなった時、副委員長がおっしゃりたいのは、彦根市の稲枝支所の中、彦根市の組織内に事務所があるのに市とは無関係であるというのはおかしいような気がしているのだと思うのです。僕も今聞いていて思うのは、それならそれで他と同じ一律の扱いをきちっと市として扱わなければいけなかったところを、そのまま何となく昔の稲枝町であったときの社会福祉協議会の組織なりあり方をそのまま残してしまっただけでゆえに起こっている問題ではないかと。実際に問題が起こっているどうかは分かりませんが、副委員長がおっしゃっているのは、その部分ではないかという気がするのですが。

そこで、僕が今聞いていてちょっと不明なのは、なぜ彦根市はその場所を稲枝の福祉協議会にだけ、他の福祉協議会とは違う扱いにして場所を提供しているのかというのは少し疑問がありますし、それはお答えいただきたいと思うのですけれども。

○福祉保健部次長

すみません。支所を貸しておられるという話については私ども福祉保健部の所管外でございますので、福祉保健部からはお答えいたしかねます。

○委員

つまり、やはり稲枝社協は社協とはちょっと色合いが違うということをおっしゃっているのでしょうか。

○福祉保健部次長

成り立ちについては当然おっしゃった通りだと私も理解はしております。

○委員

そこを整理してないままやっていることが、ちょっとおかしいと思うのです。

○副委員長

管轄外ということですので何なのですが。ちょっとうがった見方をすれば人件費は出せないと。代わりにここを使ってくればいいではないかと、人口も多いのだし、3, 400世帯もあるのだからと、なあなあでなっているとしか思えないのですわ。1市民が普通に聞いたとするとですが。

○委員

900円はともかく、稲枝社協の管轄している人たち内で、それこそ値段を減らすなり

少なくするという議論は、そっちの社協の話でしていただければいい話だということが市の立場なので、それはよく分かるのです。逆に言うと、副委員長もなぜ人件費が必要で、我々のところだけは900円必要なのかという議論を市にではなくて稲枝社協にしないといけない話でもあるとは思っています。

○副委員長

いや、でもそれは違いますよ。彦根市社会福祉協議会というものがありますので。

○委員

ですので、それは関係ないですよ。

○副委員長

違いますよ。たまたま僕は稲枝に住んでいるだけで900円という、要するに人件費まで負担しなくてはならないわけです。

○委員

いえ、それは稲枝の社会福祉協議会に対して払っているわけですよ。

○副委員長

そうです。僕は城東地区に住んでいたなら人件費を出さなくても同じサービスが受けられるわけです。

○委員

稲枝社協がされている活動は、他の学区よりももしかすると充実しているのかもしれないので。

○副委員長

中の活動云々は問題ないんです。僕は人件費だけに対して言っているんです。中の活動は500円出そうが、2,000円出そうが、ものすごいサービスをしたいと思われるのだったら、それはすればいいと思います。

○委員

それは稲枝の社協が管轄している範囲内の住民と稲枝社協で話し合われることではないのかというのが市の立場だと思うので、それを僕は一定理解できるので、それを今ずっとひたすら言い続ける話だと終わらないので、そこではなくて、逆に彦根市は全く関係ないと言いながら、なぜ稲枝支所の中に事務所が構えられているのかということは、一定彦根市側も、このことに関して言えばちゃんとしておいたほうがいいんじゃないかなと思うのです。それは逆に他の社協さんが、何で稲枝だけ彦根の施設内で事務所があるのかと言わ

れたときに説明ができるのですかと。

○副委員長

それは市としては簡単なことですよ。稲枝は人件費を出しているから置かしているのだと言って、他の学区の城東学区とか旭森学区に説明はそうすればつくのではないですか。人件費は自分のところで出しているのだから、しかも稲枝は、3,000幾らもあるから場所がやはり必要だから支所の中を借りてもらっているのだと。他の城北学区とかそういうところは人数も少ないですよと、別に社協は自治会長が兼ねてやっているところもあるし、事務所まで構えなくてもできるでしょうと。稲枝は大変なんですよ、だから人件費は自分のところで負担しているから市としては貸しているだけですよと、僕が市の職員ならそういうふうに答えます。

○事務局

出発点はそういうことだったかもしれませんが、ただ、分かりませんが、その施設の一部をお貸しているその事実はあります。

○副委員長

貸しているのではないですよ。貸すというと稲枝社協さんから幾らかもっているんですか。ただですか。

○事務局

ちょっとそこは確認しないとわかりません。

○副委員長

ただなら、彦根市としては当然貸しているわけですからとらないといけないわけですよ。

○事務局

当然、これだけのスペースをこれだけの期間、多分何年か更新更新ということで来ていると思いますけれども、それはその都度市のほうに申請をされて、そして許可を得てお借りいただいているという状況だと思います。

行政そのものという観点で見れば、当然建物は行政の建物だと。もともとは彦根市も稲枝町とか何々村とかそれぞれ過去あった中で、最終合併して一つの彦根市になっていったと。そこで、その地域地域で行政の職務というのは当然あったわけですが、その一部を今、稲枝支所であったり、他には出張所もですし、それは当然市の職員が行っているわけです。今回の社協さんの場合はそれと、そこはもうご理解いただいていると思いますけれども、

全くイコールのものではないと。さっき言いました社会福祉のためのそういった協議会という行政そのものではなくて、そういった団体に、こういう理由でこれだけの場所を貸してほしいという申請があって、それが許可をもって借りておられる。無償だったか有償だったか、ちょっとそこは今、分かりませんが。

○委員

少し行政のほうで考えていただくと、合併の時であれ、機能をちゃんと統合して彦根市の社協として、逆に言うと、稲枝町でやっていた社会福祉協議会がもともと行政の中で稲枝町のときにやっておられた機能をちゃんと彦根市のほうで吸い上げて、一緒に統合していれば、僕はあんまり問題がなかったのかなという気がちょっとするのですよね。その時にその機能をそのまま使う、でも立場は違って機能は本来違うのにそのまま、逆に言えばそこを整理しておけばこんな話にならなくて、他の学区と同じように稲枝は稲枝の学区の社協として新たにちゃんと組織として作っていただければ、その今の話はなかったと思うんですね。僕はそこはその時にちゃんと機能を統合しなかったという部分はあるのかなという気がするし、それは副委員長のもともとの根底にあるんだと思うのですが、これ以上、余り感情的な話をしてもしょうがないかなと。

○福祉保健部次長

確かに19学区の中で、稲枝というのは過去の経緯も多分あると思うのですが、言えば一番活動が進んでいる地域と言っても過言ではないと私は思っています。

もう一つは、先ほど人件費という話になってしまいましたけれども、各学区で計画を作っておられる最中ですので、稲枝も今年中に策定されると思っております。その中で地域福祉活動というものが、例えば自治会や学区（地区）社協さんなどで構築されてくる中で、出来上がった事業としての部分に市として支援をしていきたいという考え方は十分持っております。それは地域を指導していただいたり、取りまとめていただいたり、コーディネートしていただける市社協を通じて助成をしていって、活動を広げていくという考え方のほうが、非常に整理がしやすいと考えておりますので、このような方向で考えていきたいと思っております。

○委員長

なかなか溝が深いと思いますが、行政側としても、今、委員がおっしゃいましたけれども、歴史的に見てかなり問題があるようなところも考えられますので、そのあたりを行政としても整理をしていただく必要があるのかなというふうに思います。その上で、稲枝地

区のほうも、多分これは学区の社協ということで説明いただいて、900円の問題は学区のほうで議論していただくということもあるでしょうけれども、市としては今おっしゃいましたように事業への支援という形で助成をされているというように、ご理解させていただいてよろしいでしょうか。

また、いろいろと不明な点もあろうと思いますが、一応外部評価結果の報告書に何らかの形でまとめなければいけません、継続審議ということではちょっとと思いますが、一応そういう形で行政側の課題、それから稲枝地区での課題ということで、両論併記という形でまとめていただけると、そこから問題点が出てきていいのかなと思いますが、そのあたりでいかがでしょうか。

他に、この件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

○委員

これまでの評価が少し低かったということで、今後どうするかということで今回、昨年の評価の部分でもう一度、そのことを検討していただいて今日来ていただいているという意味では、正直、ちょっとこの地域福祉活動計画を各学区ごとに作っていただくというのが今後しばらくの中で変化する一つの大きなところで、それを中心に福祉政策を進めていくことで、これまで不十分だったことが少し有効になるのだろうという見込みを立てていただいているというように受け取るのですが、正直、地域福祉活動計画が策定された時点からそれがなかった時点との変化というか、どういうところが強化されて、どういうことを進めていこうかという行動計画的なところで指標なり、次のステップでというところがちょっと見えなかったのも、具体的に持っておられるかもしれないですし、なければ、ぜひそういった、例えば民生委員さんの数が少なくなっているという問題はずっとあるわけですね。ここに書いていただいているように、自治会とも協力をお願いしつつ。もちろん、今までだってしてもらっているのではないかなという気もしますし、何となく、今までももちろんやってなかったわけではなかったにせよ、でもできていなかったことを次、実現しようとしたときには、何かそのやり方を変えるなり、あるいは指標を変えるなりしながら、ちょっと1歩前進ということが見えてこない、また来年あるいは今後の施策調査、こういうチェックを受けたときにも、何か余り変わらないような不安もして、そういう意味では具体的に民生委員さんの数を具体的に増やすための努力をしてみようとかという方針を掲げていただいて、それに対して具体的にはどういう取り組みをしないと増えていかないかなというように少し落とし込みというか、ふわっととしたというか、大論

には大賛成だし、よく分かるし頑張ってくださいと思うのです。でも、結局、今まで大論だけでやってきたがゆえに、結果がずっと横ばい、あるいはそれがずっと下がっている、毎年毎年検討します、協力、連携して頑張りますと書いていただいていることが続いているのが、この評価がどうしても上がってこない一つの要因ではないかなと思いますので、ぜひそのあたりで少し具体的な行動指標というか計画の中で、目標を立てていただくということまでしっかり落とし込んでいただかないと、計画を作りました、だからうまくいきますというのを言っていたら、結局また何年後かにチェックしたときに、うまくいきませんでしたと何かなってしまいそうなおそれをちょっと感じたので、ぜひそのあたりをしていただきたいと。

○委員長

意見でよろしいですか。

○委員

すみません。意見です。

○副委員長

歳末助け合い運動とか赤い羽根の募金とかありますよね。

あれは稲枝学区で集めたお金は稲枝で使われているのですか、それとも彦根市で全部集めたものを合算して、それで支援が欲しい団体とか、今年はこういうところとかというように配られているのですか。

○福祉保健部次長

市社協の中だったか、その辺は私も明確ではないのですけれども、共同募金委員会というものを別途立ち上げておられますので、市社協の会長さんではない方が委員長としておられる組織が確かございまして、その共同募金委員会の中で一旦取りまとめられます。取りまとめられたものについては、共同募金委員会でいろんな団体に分配されて使っているということは聞いておりますが、詳細までは分かりかねます。

○副委員長

例えば、稲枝なら稲枝で共同募金を集めたのを稲枝学区の中から集めただけに使われているのか、それとも市とか街頭募金ももちろんありますでしょうし、全部合算して、あるいは必要なところとか要望があるところとかに、普通はそういう分散の形を僕はとっているのかなと思うのですけれども、ちょっと確認をしたいんです。稲枝、相互扶助の強いところですので、社協さんが中心になって集めるか分かりません、自治会が中心になって集

めておられるのかもわかりませんが、集めたお金は稲枝の中で分配しようということとは当然考えられる話ですので、今、即答できなければ、次回でもよろしいので、どのようにそのお金がされているのか。

○福祉保健部次長

私、全て分かっているわけではございませんので、それについてはまた後日回答させていただきます。

○委員長

私から1点、すみません。総括評価のところ、福祉バスの運行のところですが、27年度から2年間の有期制度として新しい制度を導入されていらっしゃるということですが、これに対しては、いわゆるバス会社からは好反応であり、また利用しやすい制度というようになっていますが、では、年度がかわってまだ2カ月余りしかありませんけれども、利用される側の意見というか、どのような反応でしょうか。

○福祉保健部次長

4月から7月の途中ではございますけれども、昨年とほぼ同じ27団体から要望をいただいております。言えば、前は福祉バス、配車という形の中で利用時間を守ってください。8時半から5時15分までの中で利用してくださいねとか、あるいは日曜日、祝日の利用はできません、あるいは極端に言いますと年末年始を含めて利用できない、それが例えば利用される人数によりまして、バスの大きさも限定していたわけです。そういった利用の制限を一杯かけておったものを今回、ほとんど撤廃させていただいて、今ですと往復200キロ以上は使えないということも規制をしていたのですけれども、それも撤廃しましたので、ある程度遠方にも利用していただけるし、逆に言うと、そういう時間制限がございませんので、そういう意味では利用者からは利用しやすいものという形ではなくなってございますので、説明段階の中からもいわゆる苦情といいますか、今の27団体、これかからでも申請を受けて相談を受けたりしておりますけれども、その中で苦情を聞いているものは一切ございませんので、今のところは利用に関して非常に使いやすくなったということで、旅行会社でも頼めるようになりましたので頼みやすくなったと、実はこういう活動をしたいのだけれども行程を組んでくれというようなことでは、旅行会社であるとかバス会社に頼んでいただいて、行程も含めて作っていただいて、それに合わせて行かれるというような形になってございますので、非常に利用しやすくなっているという状況です。

○委員長

関連してですが、今後、2年を過ぎた後に、移動を主体とするバスへの補助というよりも、個別施策として各団体に補助をされるというように書いています。となりますと、今しておられるようなバスを利用するということはもう2年で終わりだというふうに理解してよろしいですか。

○福祉保健部次長

バス自体への補助といった方法はやめようと思ってます。福祉活動をされる団体への補助というようなあり方を根本的に見直したほうがいいと思っています。今の状況の中でのいろんな協議会さん等の団体は、言えば現状で対応できるというような話ではあれば、それ以上、支援する必要もございませんし、あるいはもうちょっと支援して欲しいなという話があれば、そこら辺をどうするかということ補助総額の中で考えていただくというような思いで、見直しを検討していただく方向で進んでいると御理解いただければと思っております。

○委員

今の関連なのですけれども、補助金制度に変えられたということなのですけれども、自己負担率というのはいかがですか。

○福祉保健部次長

負担率といいますと。

○委員

27団体が昨年に引き続き利用されるということなのですけれども、昨年利用されたのと今回補助金で利用されたのと負担率というのはいかが変わったのでしょうか。

○福祉保健部次長

負担率といいますか、以前は最高、大型バスで1団体2万円が負担の上限で、5,000円、7,500円、1万円、1万5,000円、2万円という区分で利用者から負担金を徴収させていただいて、市からは利用されたバス、例えば走行距離とバスの大きさに委託単価が上がりますが、バス会社からの利用報告により1台当たり10何万という運行委託料をバス会社に支払っています。当然走行距離などによってバスの委託金額は変わる方法で運行していたものを、そうではなしに1台借りられているバスについて、バスの形状は別として上限6万円として1台当たり補助しましょうという制度に変えさせていただいたということです。ですから、平成27年度からは利用者から市に負担料を頂戴していることは全くございません。

○委員

いえ、そういう意味ではなくて、実際に利用されたときの利用者の負担率というのはどう変わったのですか。

○福祉保健部次長

負担率ですか。以前のやり方でやった場合には、補助金に換算した場合大体70%から95%ぐらい市が負担していました。それが2分の1という考え方になっているものです。

○委員

分かりました。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、時間が押しておりますので、これにてコード番号「341 支え合いのまちづくりの推進」の審議を終わらせていただきます。今回審議いただいた内容につきましては、要点をまとめて、各担当課から提出いただいた資料とともに外部評価結果報告書に記載していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【343 高齢者支援の推進（振り返り）】

○委員長

それでは次の施策、コード番号「343 高齢者支援の推進」に移らせていただきます。担当部署よりご報告をお願いいたします。

○福祉保健部次長

それでは引き続きまして「343 高齢者支援の推進」でございますが、担当所管は介護福祉課でございます。

まず、総合評価いただいている部分でございますけれども、平成27年4月から介護保険制度が改正されております。それによりまして、地域支援事業の見直しが行われておりますので、今後は介護予防事業を中心により効果的な事業内容となるように見直しを図っていきたくと考えているところでございます。今年、本年度4月から新たに介護福祉課から別途、医療福祉推進課を立ち上げさせていただきました。これはくすのきセンターに所在しておりますけれども、今、保健師、医療担当者を含めて組織をさせていただいております。その中で介護予防、日常生活支援といった部分を今、検討させていただいている最中でございます。この医療福祉推進課というのは、地域包括支援センターの関係であ

るとか、あるいは介護予防事業の普及啓発、認知症対策、在宅医療の推進を担当しておりまして、今現在、平成29年度の実施に向けて彦根版の総合事業のあり方を検討して、この10月から稲枝学区と城東学区の2カ所でモデル的に事業を始めるということで、その準備をさせていただいているところでございます。

それから、会議における意見等でございますけれども、緊急通報システムの関係でございます。インターネット環境等のご意見を頂戴しております。

ただ、高齢者の独り暮らしであるとか高齢者のみの世帯には、まだまだインターネットの環境というのは十分に普及していないという状況でございますので、既存の使いやすいシステムを今後使用していきたいと考えているところです。当然ながら、これからITに精通された高齢者もどんどん増えてくるというように考えておりますので、そういった部分では目標値については今後も見直しが必要と考えているところでございます。

次に、その他委員会での質問の中の老人クラブの補助の関係でございます。老人クラブの活動と言いながら、健康、友愛、奉仕の三大理念の取組が行われているところでございまして、高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動であるとか、あるいはボランティア活動を初めとした地域を豊かにする自治活動に対して支援をしているところでございまして、その実績が一つの目安であるというように考えているところでございます。

ただ、2025年問題を考えましたときに、元気な高齢者にはできれば「支えられる側」から「支える側」に回っていただいて、地域の担い手として活動していただけるよう期待しているというところでございます。

そういった意味で地域での高齢者の出番作りであるとか居場所づくりという観点からも、今後も継続して補助をしていきたいというふうに考えているところでございますが、今後見直しも必要だというふうに考えているところでございます。

次のページに移りますけれども、有償サービスも拡張すべきということがございます。これにつきましては、第6期の計画等に基づきまして施策を展開していくという上では、各種事業を持続可能なものとする必要があるというふうに考えていまして、費用負担の公平化の視点を持って効果的な施策となるように取組を進めていきたいと考えております。

また、各種事業の啓発につきましては、対象者に案内文を送付する際に、分かりやすい案内を同封するなどして、啓発等を図っているところでございます。

それから最後の質問でございますけれども、市内で活動していただいている民間の事業者あるいは彦根警察署および本市の三者が連携をいたしまして、この4月1日から彦根市

高齢者安心・安全ネットワークを構築させていただきました。多分、新聞等でも報道されましたので御存じというように思っておりますけれども、こういったものを構築しまして、支援を必要としている高齢者の早期発見であるとか、早期対応、高齢者被害の未然防止等に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、妥当性および効率性で低い評価となったものに対する意見でございます。

まず妥当性でございますけれども、第6期の計画等に基づきまして施策を展開していきますけれども、健康管理につきましては高齢者保健福祉協議会において定期的に行っているところでございますし、今後も効果的な施策となるように取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、効率性でございますが、地域支援事業の見直しによりまして、予防介護を中心に、より効果的な事業内容となるように見直しを図っていく必要があるというように考えております。先ほど総合評価の中でも申し上げましたが、彦根市版の総合事業を構築するというので、今、先進地に視察に行ったりしながら、その体制といいますか、その事業の形づくりを今行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長

それでは、ただいまの報告に対しましてご質問、ご意見等ございましたらご自由にお願ひします。

○委員

項目2ページ目の最後に、地域支援事業というものがあるのですが、これはこういった事業なのでしょうか。具体的なこのような施策があるということですか。

○福祉保健部次長

地域支援事業というのは、いわば国のほうで今、介護保険制度の改正によりまして作られています、言えば総合事業の位置付けになってまいります。

○介護福祉課

介護保険制度がございまして、その中に予防給付事業だったりとか介護給付事業だったりとか、幾つか介護保険制度の中にメニューがある中の一つに、地域支援事業というものがあります。その中身といたしましては、基本的には市町村独自で行っていただけるような事業、うちの場合ですと地域包括支援センターもそうですし、介護保険の国がやっていることを地域が独自でできるのですよ。それが地域支援事業という形になります。

主なものにはこういう助成事業があるのですけれども、そういったものは彦根市独自事業でやらせていただいていますし、高齢者の介護予防推進事業というような形で、高齢者の方がスポーツ教室等に通われて、その助成事業というのもあります。

○委員

これは助成が中心ですか。個々の受給者という大変ですけれども、対象者に対する金銭的な助成が中心になるような。

○介護福祉課

配食サービスという形でやらせてもらっています。お弁当、お昼ですけれども、昼食を配達させてもらって栄養改善を図るだとか安否確認を図るという部分にもなってきます。当然、利用者負担もありますし、一部行政が負担しているというのが財源のほうで賄っている部分の多くが助成的な部分が事業としては多いということです。

○委員

緊急通報システムの件です。既存のシステムは高齢者には使いやすいので見直す予定はないというような記述になっているのですけれども、恐らく大分環境が変わっていると思うので、それは全体にそのとおりなのですけれども、やはりここはもう少し柔軟にシステムそのものを見直していただく必要があるのではないかなと。

例えば、ドコモさんでもソフトバンクさんでも、こういう緊急連絡用のシステム、月額何百円という形で出されていると思うんですね。

ところが、市の今の話では多分固定されたシステムだと思うので、移動された対象者の方には提供されないということもあると思いますので、そこはちょっと見直していただく必要があるのではないかなと。仮に目標値を上げていただいても多分増えないんじゃないかなと思いますので。

○介護福祉課

ご指摘のとおり、インターネットでの環境づくりとか整備も大分進んできまして、各家庭にも進んではきているところというふうに思っています。

ただ、実情といたしまして電話回線の調査もうちでさせていただくのですけれども、なかなかインターネットをつなげていらっしゃるというご家庭は、どうしても独り暮らしの方、高齢者のみ世帯につきましては非常に少ないというふうに現状は思っております。

ただ、携帯電話につきましては、比較的皆さん、使い勝手がいいということで普及が進んでいるかなと思っております。

そういった中で、民間事業者の中で独自で携帯電話を使ったサービス等をされているわけなのですが、そこは棲み分けというのではないのですが、各自でそういったツールも必要であればお申し込みがいただけるというふうな認識をしています。ただ、末端というか、一番下の部分で電話回線のみの方を行政として支えていかないといけないなどという思いも持っておりますので、そういった部分で選択肢は幾つか出てきているという認識はございます。

○委員

もちろん個人が自分の責任でもってそういうことをやっていくということは必要なのですが、市の施策としてこういうことをやっているというのは、こういうことができないからこぼれないようにということで施策を実施されていると思うので、電話回線とか携帯がとかそういうお話ではなくて、どういう形のシステムが独居の高齢者の方らにとって有意義なのかというのを、もう少し研究していただきたいという素直な感想なのです。本当に今、400円ぐらいで見守りというか、単にブザーを押したら場所が分かると。ただ問題は飛び先ですよ。例えば、身寄りのない方というのはどこに連絡するという話もありますし、そういう人を含めて緊急連絡先などから市のセンターであるとか、そういう大きなシステム的な考え方も考慮に入れた、単に手段を指摘しているわけではなくて、そういうシステム的なことをどうお考えか伺いたい。

○介護福祉課

現在のシステムですと、民間の事業者にセンター業務を委託させていただいています。電話回線一つ、電話機一つに、固定式とペンダント式という形で、ボタンを押されれば、そのセンターに受信されます。ここにつきましては24時間、365日対応という形になっておりまして、そこから状況に応じて救急車を要請されたりします。併せて協力員という方を地域の方、3人設定していただいた上で設置させていただいておりますので、センターから協力員、3人の方に連絡が行って地域の支え合いということも、このシステムの中では担わせていただいているという形になっておりますので、どうしても地域のつながりが薄くなってきているという部分はあるのですが、こういった機器を使う中でまた地域の支え合いも強化していただきたいという思いを中には持っているところでございます。

○福祉保健部次長

いろいろな制度の部分が出てくると思いますので、当然ながらそういった部分は必要に

応じて、おっしゃっていただいたとおりに検討させていただいてよりよいものを提供させていただくという形は考えております。

○委員

老人クラブの加入率、減少傾向にあるのはなぜなのかというのと、加入が減ってきているから補助が問題とされていると思いますが、加入を増やすというのは難しいのですか。

○介護福祉課

老人クラブの加入率が減っているという部分は彦根市もそうですが、全国的にもそういった動向になっております。これにつきましては、やっぱり会員さんが高齢化されている。どうしても高齢者の中で若い方がなかなか入ってこられずに、会員の構成自体が高齢化してきてしまっていて、なかなか活動がしにくくなってきているであるとか、役員の担い手が少なくなってきたというのが現状です。それでいかに若い方に入ってきていただくかという部分が議論にはなってくるのですけれども、なかなか最近ですといろんな活躍の場が出てきていると。サークル活動であったりとか趣味の活動であったりとか、どうしても老人クラブに入ってしまうと縛られたりという部分も中には出てきてしまいますので、これは時代の流れ的な部分も出てきているのですけれども、老人クラブは地域で活動される、地域を支えていただく貴重な団体だと思っていますので、いかに減少に歯止めをかけていかなければいけないかというようには認識させていただいております。

そういった中で彦根市には老人クラブ連合会という彦根市全体をとりまとめるところがございます。現在、こちらの方と幾つか、先ほど地域支援事業、新しい総合事業といった話もあったのですけれども、そういった部分も含めて元気な方には、今まで支えられる側だったのですけれども、支えていただく側、支える側に回っていただけるような形に何とか方向転換して行って、何とかメリットを出していきたいという形で、老人クラブ連合会とは幾つか話し合いの場を持たせていただいて、協議を進めさせていただいております。今後、平成29年、新しい総合事業が始まるのですけれども、そこを目指して老人クラブ連合会と話し合いをしながら、何とか改善の方向につなげていきたいというようには考えて今、進めております。

○委員

僕も加入率が減っているという問題意識もあって、その原因も分かっている、今、委員がおっしゃられたように、では、加入率を上げる努力としてというところで、具体的なものがない中で、そこでの補助は大切なので続けますという何か論調というか、進め方に素

朴に疑問が起こるのです。結局、これは全てにかかわることですが、現状、今までやってこられて、もちろんその難しさがあって、そんなに簡単にすぐに何か解決できるわけではないという意味では、地道にやっていただかないといけないのは分かるのですが、そもそも行政評価委員会というところで、市民の目線からこれ、もうちょっとおかしいんじゃないのということを我々が言う立場としてここにいるわけで、それに対して一旦は皆さんの言っていることは分かりますということだけは言っていて、でも実際の事業なりというところは、結局、これは全て現状維持というか、これまでどおりやらせてもらいますということのように答弁がずっと聞こえるのですね。最終的に、より効果的な施策にするとおっしゃったときに、より効果的の効果というのは何に対して、どういう指標を持ってきて、何を彦根市は目指しているのかというところが例えば我々は聞きたかったりするのです。ただ、そこら辺は、もちろんだれか必要のない施策があるわけではないのは分かるのですが、選択と集中であったり、もう少し彦根市としての重点項目があったりというところがあってしかるべきかなと思うのですが、どうしても福祉というところは手厚く広くということで、老人クラブに対して、では、これで老人クラブやめてもう少し若い層の人たちのやっておられるクラブに支援しようとなったら、老人クラブの方々は何で自分たちのお金がなくなるんだ、おかしいではないかと言われる。税金だからそれはしづらいだとかは分かります。でも、限られたお金なり物の中で、そこを彦根市としてはこういう方で行きたいと。それで言うと、今の場合で言えば、もう高齢になっている方々、いなくなっている方々の支援をしたいというように聞こえるわけです。我々としてはそう聞くわけですよね。

でも、一方ではその次の段階の人たちが本当はいるわけです。その人たちのことをどう捉えるかといったときに、そこは幾つかのチャレンジというか、あってしかるべきだと思いますが、結局それでも老人クラブへの助成というか支援は続けますということでは、これは去年も一昨年僕はずっとやっていますから、何となくずっと聞いている答弁と何ら変わってなくて、結局、それが評価がなかなか上がってこない原因の一つなのだというように認識をしている中で言うと、今回、上げていただいた中で言えば、例えばその他の委員会での質問のところ、妥当性および効率性で低い評価となった意見の上の部分ですよね。

例えば、交通事故等を未然防止する取組が開始されたとか、これはすごく大事なことですよね。もうちょっとそういうことをきちっと、では、それに対してこういうことを新たに取り組んだとかというところをもう少し抽出をしながら、もちろん全部はできなくても

いいので、もう少しそのあたりを実際、こういうように変わっていったらとか、こういうようにしましたというところが見える形で表現していただけると、我々も、ああ、なるほど、これについては1年間の、あるいはこの5年間のやってきた中で変化したんだとか、あるいはこれが付け加わったんだなどというのは分かるのですが、何せ全部が考えます、検討します、考えています、より効率的なすばらしい施策にしたいですとかという決意表明は分かるのですけれども、そればかりだとちょっと物足りなくて、せっかく今日もこうやってわざわざ去年の施策の中から来ていただいているという意味では、そのあたりを少し意識していただけるといいなというように思います。

○委員

具体的な取組についてということなのですけれども、さっき老人クラブ連合会と市のほうで協議をしているという話が確かあったと思います。では、どういう協議をしているのかとか、ここで出番づくりについて市のほうではどういう提言をしているのか、あるいは老人クラブの連合会のほうではどういうことを考えているのか、そのキャッチボールの過程が分かると、この手の報告書が生き生きしてくるのではないかと思います。そのあたりを書いていただけると、今、委員がおっしゃったようなことにも対応できるのかなと思うのですが、どうでしょうか。老人クラブ連合会と協議するというのは、どんな様子で進んでいるのでしょうか。

○福祉保健部次長

今、話し合いを始めたばかりという状況もございまして、老人クラブ連合会の各地区の代表さんを含めて、忌憚のない意見でどう思っているかということもなどの意見を出し合っている状況です。これは行政側からこうしたい、ああしたいということを行うのではなく、会員さんの方からどういう思いを持って今、活動されているのかという部分のご意見を出していただいているところでございまして、今は現実として今、担当が申し上げたようないろんな団体さんが抱えておられる問題点をそれぞれ述べていただいたりとか、新たに場合によっては私どもはこういう事業をしましたよとか、こういうことをやり出しましたよというような意見交換をしていただく方法で進めさせていただいている状況でございます。

ですから、その中で効果的なものが見つかったら、当然ながら皆さんのところでやっていただくようにして、会員獲得に向けて動いていただくということが見えてくるのかなと思っています。福祉保健部では行政評価以外に独自で課題整理をやっておりまして、

その中でも老人クラブのあり方、今後どうしていくのかということ、年4回、進捗管理をしながらやっている最中のございまして、今は始めたばかりですので、これを今後定期的に開催して、そういうところ辺を議論していこうかという話が出ております。

もう一つは、先ほど申し上げたのは総合事業、介護保険の中での総合事業という中での役割というものが結構出てくるのではないかなと思っていますので、例えば医療福祉推進課などと連携しながら、新たな魅力づくりとしてどういうものがあるのかなというところを議論しながら、本当に入ったらこんな魅力があったよというようなものが作れていくと、魅力を感じた人は逃げていかないものと思っていますので、その辺を、これから作り上げていきたいというふうに考えているような状況でございます。まだまだではございますけれども。

○委員

老人クラブにこだわっているわけではないですけども、今のお話でよく分かるのですが、つまり市の姿勢というのがあるわけです。例えば、老人クラブの方々に助成をするときに、こんな簡単に決まらないと思います。ただ、ぱっと思うのは、例えば構成員の年齢構成を少し下げられれば、その団体により多くの助成をしますよと行政が言えば、老人クラブだって少しぐらい自分たちよりも若い人間を取り込んだほうがお金も補助してもらるのであればやってみようかなという気になるかもしれません。

つまり、そういうことを行政がちゃんと指し示しながら関わっていかないと、皆さん、どうぞ頑張って好きにやってください、行政はそれをサポートするだけなんですよ、我々は何も言うことはないですよと言っているのでは、話し合いは何の協議にもならないですよ。ガス抜きになるかもしれないが。

というときに、行政が比較的、もちろんこれやれ、あれやれではないにせよ、その方向性を示していかないと、助成するのはせっき行政がしようとしているわけですから、そしたらそういう工夫があるかどうかということが行政の中で話し合われて、初めて老人クラブとの協議が成り立つのだろうと思うのですよね。もちろん、そうしろとか命令するのは難しいですよ。行政からこうしろ、ああしろというのも最近、何か向いてないみたいな。協働しろとかボトムアップでみたいに言われているから難しいのは分かります。でも、行政側がある程度そのメッセージを出していかないとたないですよ。細かいことですが、そういう老人クラブの加入率を上げるとか、もう少し若い人に参加してもらおうと思ったときに、それは課題だとおっしゃるならば、では、そういう積極的な活動に老人

クラブの人たちがなるように持っていくのも、やっぱり行政の仕事だと僕は思うので、ぜひそこら辺の議論をしていただければというふうに思いますし、それぐらいちょっと細かいことですが、積極的に行政側からもそういう少しでも市民がよりよい方向に向かうような働きかけということがあって、それを少しかような施策の中にぜひ盛り込んでいただければと思います。

○副委員

一応、継続してやるということで見直しも当然考えているという発言があったのですが、けれども、例えば、青年団体連合会の方が来られて、年間協議会で何百万も出ていると。僕らは3万、5万の補助金をもらいに行くのに必死だと、こういう意見があったらもっと大きくなります。少なくとも、僕らがそれを全体的に、いや、それは青年団の若い人にもこんなものがあるよと言うのだから、これほど苦言のような発言をあえてさせていただくわけですが、僕は前から言っていますように、例えばグランドゴルフやゲートボールや飲み会というのだったら、これは普通の趣味の会と一緒にです。公民館活動で好きな者が寄って自分で金を出して、三味線習おう、カラオケ習おうというのと一緒にです。だから、はっきり僕が言うのは、その地域でどういう社会貢献活動を、地域の伝承で年、二、三回子供たちにわらじ作りを教えているとか、あるいは朝夕の立ち番に、立ち番という表現がいいか悪いか分かりませんが、老人会から2人ずつあそこあそこの角に行っているとか。その活動実績が一つの目安であるということで、多分これは老人会に補助されていますけれども、活動実績とその予算の使い方を彦根は把握されているわけですか。

全部、中身を把握されているのですか。例えば、城東学区の老人会にこれだけ補助しましたと。では、その活動内容の中で、これは地域のあれに貢献しているなど。もちろん、出番づくりだからグランドゴルフもゲートボールも悪いことはないです。でも、毎日、老人会が1日と15日以外の自治会の立ち番以外に老人会で立ち番をしているよとか、そういう事業をやっておられるかどうかは、今、実績が目安と書いてあるのですけれども、これは当然チェックできるわけですよ。今、上がっているとおっしゃったのだから。だから、チェックをされて、城東学区はこういうことを地域活動でやっているということについては、これは僕は加入率の問題とは別ですが、いいと思うのです。

ところが、飲み会やグランドゴルフや何やかんやだけで地域活動をやっていないところには、少なくとも補助金はだんだん減らしますよと、市もこういう状況ですからということはおっしゃってもいいと思います。以上です。

○委員長

ご意見ですね。他にどうですか。

では、コード番号343の高齢支援の推進につきましては、ここで審議を終えさせていただきます。今回審議いただいた内容につきましては、また外部評価結果報告書への記載をよろしくお願いいたします。

【351 健康づくりの推進（振り返り）】

○委員長

続きまして、「351 健康づくりの推進」につきましてご説明をお願いいたします。

○福祉保健部次長

「351、健康づくりの推進」でございます。施策担当課は健康推進課でございます。

まず、総合評価でございます。がん検診でございますが、本市の死亡率の1位というのはがんによる死亡という状況でございます。県内他市と比べましてもがん検診の受診率が低いというような状況がございます。本市としましては、一人でも多くの市民に受診をしていただきたいということがございますので、そういったところから目標につきましても実現可能な数値として掲げているというような状況でございます。

今後、この目標でございますけれども、委員よりご指摘がございましたが、委員のご意見等を参考に指標の変更を行う予定をしているところでございます。

それから、続きまして会議における意見等でございますが、まず一つ目、訪問健康診査の関係でございます。本件については広報等で周知しているところでございますが、対象としましては40歳以上の寝たきり等で外出困難な人ということで実施をしているところでございますけれども、現状としましては主治医がいる方は既に主治医のほうで管理をされているとか、あるいは障害福祉サービスとか介護保険サービス等の移動サービスの業者につきましては、健診医療機関に出向くことが可能であるということで、必要性が非常に低いというような状況になっているというのが現実でございます。

ただ、該当者があった場合のことを考えまして、現状としてお一人分の予算をみているというのが現状でございます。

続きまして、二つ目の個人をピンポイントでという部分でございます。行政がこの事業を企画展開していく際に、費用対効果という部分を含めて評価が必要というふうに考えております。多くの市民が集まるイベントでの啓発というのは、当然生活習慣改善の動機付

けということでは非常に有用というように考えておりますし、継続して生活習慣の改善に取り組むということについては、かなり評価は難しいというような状況でございます。

ただ、健康推進課の主催のイベントは特にこれに特化して実施することは考えておりませんが、高齢者や自治会等への出前講座であるとか、健康診断等での健康づくりの啓発といったところで、対象集団の特性に合わせた啓発を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

次に次のページでございますが、その他委員会での質問でございます。「元気フェスタ」の意義についてということでございます。元気フェスタのようなイベントにつきましては、生活習慣を振り返り、その改善を考えるきっかけ作りということでの要素が強いというふうに認識しているところでございます。

一方で、似かよった彦根市が行うイベント等がございますので、そういったものにつきましては連携を図りながら、効率よく実施できるようにしていきたいと考えております。今年度は他課や関係機関が実施するイベントの中で、啓発する方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、最後は胃がん検診率云々というところでございますけれども、このがん検診の受診率というのは、国が定めました方法で受診率を算定しておりますが、本市の受診率というのは正確なものではございません。といいますのが、それぞれの保険者の受診の状況が把握しづらいというところがございまして、全体数としてどれだけの市民の方が受診されているかという全体像がなかなか把握しづらいというところがございます。しかし、受診率の推移を見ることは可能でございますので、そういった意味では本市の市民さんの受診率は年々向上しておりますので、そういう意味では受診率を目標値にするのではなく、今後受診率の向上率といったところを目標にすべきではないかなと考えておりますので、次期計画の中ではそういったことで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらよろしく申し上げます。

○委員

何か渋い意見ばかり言っていたのでちょっと前向きな意見を。

元気フェスタの意義というか、そのほかの事業と連携をとすることはすごいことだと思いますので、積極的にほかのイベントと、もう少しそういう意味では具体的にこうい

う事業となら連携できるという事業を挙げていただいて、ぜひそれに取り組んでいただきたいなと思いました。すごく大事だと思います。

胃がんの受診率のことについても、慎重に分析された部分と受診率の向上を目指すということで、指標を変更するというのもすごく評価できるというか、すばらしい方向に向かっていると思います。

○健康推進課

今年度につきましては12月に卸売市場におきまして「市場まつり」というイベントが開催されるのですが、そこで食育の啓発をしたいと考えております。また10月に保健体育課が実施しますイベントでがん検診の受診申込みの勧奨を実施したいと考えております。

○委員長

では、他に無いようでございますので、「351 健康づくり推進」につきましては、これで審議を終わらせていただきます。

○事務局

ここで市民環境部と入れ替えを行います。

支え合いのまちづくりのところで幾つか事実確認の話がありましたけれども、こちらのほうは今後また議事録の確認や、次回以降委員会の資料をやりとりさせていただく場面がありますので、そういった機会に回答という形でペーパーで整理させていただいて委員の皆さんにお渡しするという形でよろしいでしょうか。

○委員長

それをお願いします。

(休憩～再開)

【311 人権尊重のまちづくりの推進（振り返り）】

○委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

次はコード番号「311 人権尊重のまちづくりの推進」につきまして、担当課からご説明をお願いします。

○市民環境部次長

それでは、施策番号「311 人権尊重のまちづくりの推進」について、施策、事業へ

の反映状況についてかい摘んでご説明申し上げます。

まず、行政評価委員のご意見としましては、事業がマンネリ化している、取組内容や事業の実施方法の見直しを図るとのご意見を頂戴しております。それにつきましては、人権施策につきましては、地域総合センターにおける各種事業のように、これまでの取組を踏まえながら根気強く継続していくことが重要であると考えております。人権課題が多様化する中で、取組内容である事業の実施方法を一律に見直すことが必ずしも効果的とは言いきれない部分がございます。一方では、事業によっては実質的に形骸化やマンネリ化が生じている部分も否めませんので、現状では今後の社会情勢を踏まえてより効果的な制度や内容へ見直しを図っていくことが重要であるというふうに認識しております。

こうした中、今年度においては自治会等における主体的な取組の定着とさらなる促進を図るため、学区人権教育推進協議会への補助金制度を改めましたほか、地域における活動の推進役の発掘と育成を目的とするリーダー養成講座の内容の充実、さらには人権啓発の指導者間の連携強化を目的とする研究会の開催等を行っております。また、個別の事業につきましても、これまでの事業を継続しつつ、より効果的な内容及び実施方法への見直しを図っているところでございます。

今年度、過去に策定いたしました彦根市人権施策基本方針に基づく施策の実施状況について、市全体での検証を進めているところでございまして、施策の重複や漏れを確認しスクラップ・アンド・ビルドを行うことに加えて、重点的に取り組むべき事項について協議していく予定でございます。

次に学校や家庭、企業を初め人権侵害は被害を受けている方が声を上げにくいと、表面化しにくいのではないかとのご意見を頂戴しております。

これにつきましては、市に寄せられる相談のケースというのは少ないと思っております。市として把握している人権侵害の件数は氷山の一角に過ぎないというふうに考えております。人権侵害に関しては、内容が福祉や教育、就労、犯罪被害など他分野にわたるケースもございまして、市以外の関係機関と連携を図ることも重要であると考えております。

なお、市内の小中学校ではいじめ専用相談電話を設置するとともに、各校での定期的なアンケート調査や教育相談により、子どもから訴えやすい体制を整えているほか、市民の皆さんに対しては市広報誌を活用して、虐待やDV被害、犯罪被害者支援などの相談窓口の情報提供を積極的に行っております。

また、企業に対してもパワハラやセクハラ等の相談窓口を設置するように呼びかけてお

りますし、事象の内容や被害者の置かれている状況に応じて相談しやすい環境づくりを図ることといたしており、関係機関との連携や相談窓口に係る情報提供等に努めているところでございます。

その他につきましては、市民意識調査のことについて2点ほど質問をいただいております。平成28年度に実施だけでも準備具合はどうかということと、市民意識の調査の10年という期間が、このスパンについては長過ぎるのではないか、適当かどうかというご意見を頂戴しております。市民意識の大きな変化を見る意味では、10年に1回程度ということで適当と思っております。同様の意識調査は県でも行われていますので、それを補完する意味で市の調査もやっていくということは重要であると考えております。実際に意識調査を実施するやり方という部分につきましては、人権尊重審議会等におきましてその意見を集約して、方向性を検討していく予定でございます。

最後に「人権市民のつどい」について、参加者の固定化が例年の課題というご質問についてです。参加者については前年度の委員会でもご説明申し上げましたとおり、初めての参加の方は全体の40%でありまして、必ずしも固定化しているものではないというふうには考えておりますが、参加者における課題といたしましては、いわゆる各団体からの動員要請に基づいての参加が大半ということもございます。したがって、自主的な参加がほとんどなかったのではないかとということが課題であると思っております。

こうした状況を踏まえて、今年度からは親子連れで参加しやすいようなフェスタ形式に改め、体験コーナーやキッズイベントを取り入れるほか、人権啓発や福祉の推進に向けて市内で活躍する市民団体の交流と活動発表の場として開催することとしております。

最後に、妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見でございますけれども、妥当性につきましては、人権施策につきましては粘り強く継続していくことが重要ではありますが、一方で現状や今後の社会情勢を踏まえ、これまで実施してきた事業について、より効果的な制度や内容へと見直すことも必要であります。現在はこうした見直しの過渡期でございますので、今後も課題整理と検証を繰り返しながら、人権尊重のまちの実現に向けた事業展開を行っていきたくと考えております。

効率性につきましては、人権施策は即効果の見える事業ではございません。効率性について低い評価となってしまう部分というのは否めないというふうにも考えております。

しかしながら、今後より効果的な制度や内容へ見直しを図っていく中で、単に経費、コスト面を考えるだけでなく、重点的な事業への予算への組み替えでありますとか、効

率性を考慮しながら事業を実施していくこととしたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長

ただいまご報告がありました内容につきまして、質問とかご意見等がございましたら自由にお願いたします。

○委員

1枚目のところで、実質的に計画がマンネリ化が生じている部分があるという認識をされてはいますが、何か具体的な事業としてちょっと問題が分かるなというものを認識されていたら、具体的な事業を少しお教えいただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○人権政策課

具体例といたしましては、見直し事項の中にも入れておりますけれども、市内の各自治会で人権の学習会、地区別懇談会ですとか現在は人権のまちづくり懇談会ということで開催されていますが、実際の内容が、行政からのやらされ感といいますか、単に年1回開催すればいいんだというふうに、やるのが目的化していた部分がありました。前年度から今年度にかけて、本来、自分たちの住んでいるまちを良くしていこう、そのためにどんな課題があるのかをみんなで話し合うという、まさに懇談の場というように、そこは意識の問題なのかもしれませんけれども、単に開催していただくことを目的とするのではなく、その中身について、自発的な、自主的な取組になるように現在呼びかけをしております。その中で、学区への補助金制度を見直しさせていただいたというものになります。

○副委員長

地区懇はおやめになるということですか。それとも継続はするけれども、回数を減らされていくということですか。

○人権政策課

決して縮小していくとか後退させていくということではなくて、開催をしていただくことは当然継続していきます。今までは開催していただくことが目的化していたので、その部分の見直しをしていくということです。今まで開催してもらえてなかったところにも、開催してもらえそうな働きかけを、今後していきたいと思っております。

○委員

今のところで、形骸化とマンネリ化しているという部分について教えていただいたので

すけれども、1 ページ目の最後のほうに重点的に取り組むべき事項についても協議していくということなのですが、その重点的に取り組むべき事項というのは、現状でどうということだと考えていらっしゃるかというのを教えてください。

○人権政策課

こちらにつきましては、市が行う施策においてというのが前段にありますので、その中でどのあたりに重点的に取り組んでいくかということになります。人権課題が複雑、多様化しております。当初、同和問題の解消に向けた取組ということで人権行政を進めてまいりましたが、複雑、多様化している中で幅広く課題に取り組んでいく必要が出てきていると思っております。それから、人権課題に重い軽いはないと思っておりますので、その点、どこかの課題を重視するから、こちらを軽くするというのではないのですが、やはり彦根市が抱えている現在の課題ということをしかりと見据えながら、本年度はこの部分を重点的にやっていくということが必要と考えております。例えば、高齢者の人権に焦点を当てていこうというものです。ほかの課題を軽んじるということではないのですが、そういった重点事項の設定は今後していくべきではないかということで協議をしていきたいと考えております。

○委員

2 枚目の学校、家庭、企業の人権侵害の被害をどういうふうに吸い上げるかというところで、少し新たな取り組みを始めていただいているみたいなのですが、これ少し具体的な効果とか少し変化というのは何となくキャッチされているのか、まだちょっとそこまでは至っていないのか、どんな感じなのでしょう。

○人権教育課

この部分については、学校教育課の中に人権対策室を設けまして、以前から非常に精力的に事には当たっていただいております。私も窓口当番をする中でそういった相談の取り次ぎをさせていただいたりしておりますが、申し訳ございません、具体的な数字等については本日把握しておりません。

○委員

少し好転しているというか、それが少し上がっているという。

○人権教育課

それに向けては、ベテランのOBの校長先生等も含めて、精力的に取り組んでいこうと思います。

○委員

また、これから出てくると思うのですけれども、指標とかという面できちっと効果が上がっているということが見られるといいなというように思ったので、ぜひ頑張ってください。

○委員長

では、私から2点ばかり。まず今のところに関係しますけれども、そこで学校の関係においてはいじめという言葉を使っているらしいやいますが、私はあれは犯罪だと思っているんです。いじめとなると、何か犯罪とは違うニュアンスがあって、ある意味、ペナルティは課されないという軽い意識を子どもたちが持ちほしくないかなと。実社会に出れば、それは明らかに犯罪であると、取り扱われる事案においてそうではない形で取り扱われている。子どものうちから私は特にいじめ問題は大変問題になっているのですけれども、ある意味、事案によっては事案を飛び越えて犯罪行為をやっている子たちもいますので、いじめと犯罪という言葉はどこかで線引きをして、相談窓口を設けた段階ですけれども、そのあたりも含めて検討いただく必要があるのではないかと思います。いじめという言葉では片付けられない事案がどんどん出てきていると思いますので、そのあたり、教育委員会なり何なりと連携していただく、あるいは警察と連携していただくということも必要になってきますでしょうし、そういうことを考えると、いじめという言葉で片付けてしまっているのかどうかとずっと私は前からこれは思っておりまして、これは学校でもずっと発言しているのですが、そのあたり言葉の問題だけでなく中身の問題も含めて、この言葉についてはちょっと考えていただく必要があるのではないかなと思います。

もう一つは評価したいところなのですが、その他のところで2枚目の最後のところですね。「人権市民のつどい」のところで、きちっと分析していただいて、初めての参加の方が40%ということで固定化しているわけではないという分析結果を出されております。

ただし、動員による参加ということをごここではっきりとさせたのは問題だと思います。動員による参加では人権意識は実質的には高まらないと思います。ある意味、上から言われて来ていらっしゃる方が多いわけですから、そうなるとなかなか人権意識が自発的に高まるということも考えられにくいのですけれども、そういったことを含めて新しい取り組みをこれからされようという意欲が見られますので、その点は一定評価したいと思います。

その場合ですけれども、ほかの自治体においてされている先進的な事例というか、取り組み事例もあると思いますので、そういうところ参考にしていただいて、彦根市において

はどのような事例を取り入れられるかということを考えていただくと。ほかの自治体の事例から学ぶという姿勢も必要ではないかと思しますので、そのあたりも含めて考えていただければというように思います。

他、何かございますでしょうか。

○委員

意見です。全体にかかわってなのですが、先ほどもちょっと別のときに言わせていただいたのですが、人権施策も多様化していて一つに決めれないというのは分かるのです。ただ、先ほども言ったように、重点目標とか課題というのを明確に打ち出していただいて、それに向かって進めていくというところをぜひ指し示していただきたいなど、あるいは目標とか指標の中で、先ほどもどれか一つやってほか放ったらかすわけはいかないので、行政サービスという意味では当然なのでなかなかそれだけやりますと言いつらいのかもしれませんが、でも、やっぱり重要なポイントがそのときそのときに時期であったり社会情勢の中であると思うんですね。それを打ち出していかないと、その施策が有効かどうかの判断ができないと思うんですね。なので、これに向けて行きますという指標があって、それに向けていろんな施策をしていただいて、それをしたときにそこに近付いたかどうかということが、より効果的な施策だったかどうかという評価判断になるだけで、より効果的な施策を探しますではなくて、まずそこに目指したい目的、目標があって、そこに向かってもちろんたどり着かなかったら修正をするわけですが、何かそれが見えずに何となく人権というのがぼんやりとして、もちろんそれはそういうものなのかもしれないですが、その中でも彦根市としてはここに焦点を当てて施策を取り組んでいきますということをししないと、全部のサービスを全部向上しますということは現実的に不可能なわけですね。財政的にも。そういうときに、やっぱりそういう選択と集中という言葉、さっきスクラップ・アンド・ビルドという言葉もありましたけれども、とするならば、そこが何を立てていくのかというところがきちっと明確に出していただけると、より評価をしたり判断するときの材料になると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

○副委員長

僕もお願いをしておきます。せっかく滋賀県も女性活躍の課ができたことですし、タイムリーに彦根も例えば育児休暇100%取得だとか女性活躍が彦根では今、行政の中ではこれだけだと、彦根の大企業の中ではこれだけだと、それぐらいのデータは出ると思いますので、そこで具体的に例えば目標設定等を持って、この3年間は3年間で女性の係長で

すか、課長級ですか、何か知りませんが、その辺のところを増やすんだという具体的な目標が立てられたほうが僕はいと思います。

幼児虐待の問題もなかなか表に出にくいと。でも、彦根では僕も随分たくさん聞いていますしね。その辺のところを今年はこのでやるんだというところを具体的にやっていかないと、毎年毎年、人権の問題はあっちもこっちもしなくてはならないと言って終わったときに、結局何もできないような気がして僕はならないので、ぜひとも市として今年はこのやるんですよと、そのためのあれですよということはかなり明確に僕は打ち出されたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

他に意見もないようでございますのでコード番号「3 1 1 人権尊重のまちづくりの推進」につきまして、これで審議を終わらせていただきます。

【3 4 5 医療保険事業の充実（振り返り）】

○委員長

それでは、次の施策に入らせていただきます。それでは、コード番号「3 4 5 医療保険事業の充実」につきまして、担当課からご説明をお願いします。

○市民環境部次長

それでは、医療保険の充実につきまして、ご説明申し上げます。

まず施策、事業への反映状況をお話しする前に、医療保険事業の充実について全体的なことを申し上げたいと思います。医療保険事業の充実の施策につきましては、国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度及び平成20年度から創設された後期高齢者医療制度、さらに社会的、経済的に弱い立場にある方々を支援する福祉医療費助成制度について、安定的な運営に努めているものでございます。特に高齢者や低所得者層の加入割合が高いことなど、構造的な問題を抱えている国民健康保険につきましては、平成27年5月に成立いたしました改正国保法におきまして、平成30年度から財政運営責任主体が都道府県に移行されることとなっております。これは昭和36年に国民皆保険を達成して以来の大改革と言われるような状況でございます。

こうした中、昨年度の行政評価において妥当性や効率性が問われました特定健診等の保健事業の推進につきましては、被保険者の健康の保持、増進や医療費の増大に適切に対処していくために、生活習慣病を中心とした疾病予防対策が保険者に求められております。

今年度からは健康医療情報の分析に基づく、効果的かつ効率的な保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等に健康推進課等の関係課とも連携しながら、取り組んでいくこととしております。

また、特定健診につきましては、従来から実施しやすい環境づくりに取り組んできたところではございますが、平成26年度には集団健診の受診者数は増加したところですが、最終の受診率において資格喪失者等を除外することから、残念ながら前年度より、また少し減少となる29.3%となりました。平成27年度の受診率の増加に向けて、保健師の電話による勧奨回数を増やしたり、A4版のはがきによる勧奨通知の内容をさらに工夫するなど、受診行動につなげる工夫を行っていく予定をしているところでございます。

さらに、広く市民への健康づくりにかかる周知といたしましては、10月12日に開催されます元気フェスタへの参加を予定しておりまして、今回は幻のラジオ体操と呼ばれるラジオ体操第三を紹介することとしております。

また、保険年金課においては所属の業務改善の取り組みとして、『待ち時間を感じさせない窓口づくり』に取り組んでおりまして、市民の皆さんへの情報提供の充実を図る中で、国保制度についても周知してまいりたいというふうに考えております。

それでは、個別のご意見に対しての取組み状況についてお答えを申し上げます。

総括評価の中で、「特定健診の受診勧奨などで健康保持増進を目的とした事業や保険料の収納率向上を目的とした事業は、市民に周知し中身を理解してもらい行動してもらうことが重要」とのご意見を頂戴いたしました。それに対しましては、目標値に達していない事業として特定健診の受診率が目標41%に対しまして、平成26年度実績でございますが、実績29%となっております。集団健診の実施方法につきましては、毎年見直しを行っており、平成26年度は実施回数を前年の38回から40回に増やし、がん検診との合同実施日も増やしていくほか、土曜日開催数も増やしました。また、未受診者に対しては、受診勧奨通知の郵送だけではなく、在宅保健師による電話による受診勧奨も行いましたが、結果的には目標に達しませんでした。平成27年度はデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルの取り組みを推進していく中で、特定健診の受診率の引上げを重点事項とし、他市町での事例等を参考にしつつ、より効果的な受診勧奨事業を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、「国民健康保険事業については、保健、福祉等の関係機関としっかり連携し、市民の健康づくりを主体的、活発的に行ってほしい」というご意見に対しましては、健康推

進課と連携いたしまして、がん検診と特定健診を合同実施する回数を増やしましたことで、受診者の利便性の向上を図りました。また、平成26年度には湖東圏域の4町、米原市と提携し、近江鉄道電車への健診受診啓発のラッピングやバスの広告掲載を行っており、平成27年度は協会けんぽや東近江圏域の市町など提携相手を拡大することで、より広域にやってまいりたいと考えております。

次に、「ジェネリック医薬品については、その効果を検証するとともに、市民だけではなく関係機関にも啓発行動を行うことが重要である」というご意見でございます。これに対しましては、現在、ジェネリック医薬品の普及啓発として、年2回の後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知書の送付と窓口や健康診査会場でのジェネリック医薬品希望カードの配布を行っております。その効果分析も行っており、平成26年度では効果確認を行った6カ月間において、累積で約180万円の軽減効果があったという報告もされております。

ただし、この事業ではジェネリック医薬品の特性をより多くの方に周知することを目的としておりまして、先発医薬品と比べまして効き目や副作用が異なるという場合はまれにあることから、医師・薬剤師と十分に相談いただいた上で使用いただくものとなるというふうに考えております。

次に、「国民健康保険事業は、生活習慣病の予防と医療費抑制対策として重要と考えるが、毎年度受診率が低い結果となっている。その要因について」ということでございますが、受診者の分析といたしましては、年代別にいきますと、40から50代の受診率が低く、特に男性の受診率が低い結果となっております。平成23年度に県全体で行ったアンケート調査では、健診を受けなかった理由として「いつでも病院に行けるから」、「時間がとれなかったから」を挙げた方が40歳から50歳代で特に多かったという結果も出ております。このことが毎年度受診率が低い大きな要因と考えられ、この年代の方に対して健診を受診することの必要性や将来的な効果等を理解していただき、受診行動へつなげていくことが重要な課題であると考えております。そのためにより身近な場所で気軽に健診を受けていただく機会を設けるという意味で、大規模店舗での健診の実施等について検討していきたいというふうに考えております。

次に、「勧奨通知を2回増やしたにもかかわらず、特定健診の受診率が微減になった理由をどう分析しているか、通知方法の改善及びその内容は」ということでございますけれども、特定健診の受診率を向上させる対策といたしましては、平成26年度には未受診者

に対して受診勧奨通知を郵送するほか、在宅保健師による電話による受診勧奨を行いました。集団健診の実施方法につきましても、休日開催や実施回数を増やすという、より受診しやすい環境づくりを行った結果、平成26年度には集団健診においての受診数が増加となりましたけれども、最終の受診率算定においては、先ほど申し上げました資格喪失者を除外することから結果的に減少することとなりました。今後におきましては、さらに集団健診の受診環境を充実させるとともに、医療機関での個別健診受診者を増やしていく必要もあると考えておまして、関係機関と協力連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

ただいまご報告いただきましたけれども、これにつきましてご質問、ご意見等ございましたらご自由にお願いたします。

○委員

質問なのですけれども、ジェネリックの効果確認を行ったら、累積で180万ということですが、パーセンテージで言うと医療費に対してどんなものなんですか。規模が分からないものですか。

○保険年金課

180万円が総医療費に対するという意味合いをおっしゃっていただいていますか。

○委員 はい。

○保険年金課

医療費の保険者負担分の保険給付費については、十億単位の支出ですので、それに対する率ということでは、僅かな率ではあるかと思いますが、例えば6カ月間で180万あれば、それが累積していけば積み重なっていくというふうには考えているところです。

総医療費に対する率ということではありませんが、切りかえ率というものがあるのですけれども、平成26年8月に調剤レセプトの請求があった方が1,137名、そのうち一人でも後発医薬品に切りかえた方が96名ということで、切りかえ率が8.4%であったというものが、27年1月の時点で再度、その切りかえ率を見たら17.5%ということで、8.4%が17.5%に9.1ポイント増加したと、ジェネリックの差額通知としては、そういう効果は出ているということになります。

○委員

切りかえ率ということですね。

○保険年金課

はい。

○副委員長

国民健康保険事業、受診率を上げるために大規模店での健診実施等についても検討していきたいということですが、本年度はどちらかで何曜日にやるというご予定はありますか。

○保険年金課

今年度については、既に昨年度の12月に予算の債務負担行為をして、健診の日程調整が前年度中に終わっている状況で今年度には入れられてないですけども、来年度には、ビバシティであるとかイオン等の大規模店舗についてこれから交渉させていただいて、同じ店舗の中で買い物のついでに受診いただくというようなことを考えていきたいと思っています。

○委員

今のお話の続きなのですけれども、大規模店舗で個々に受診するとすると、どうなるのでしょうか。例えば、私がそこで受診するとしますね。どれぐらい時間がかかりますか。

○保険年金課

受診の時間ですか。

○委員

はい。

○保険年金課

その受診の時間が今やっている集団健診とそんなに変わるものではないと思っているんですけども、要するにそのこみ具合ということになってくるかと思います。

○委員

集団健診というとあれですかね、例えばどろっとした白いものを飲みますよね。

○各委員等

バリウムですね。

○委員

そういうのも入るわけですね。

○保険年金課

国保でさせていただいているのは、生活習慣病に着目した特定健診ですので、がん健診については健康推進課が所管するんですけども、その健康推進課と連携して、総合健診

という形でがん健診と特定健診を組み合わせてやっている日と個別でやっている日とがあります。そういう総合健診の日を増やすことで、1回で済むというようなことで、より多くの人に来ていただくことを狙っているところです。

ただ、総合健診は1回で済むのですけれども、当然待ち時間のほうは長く、多くのメニューをこなそうと思うと、やっぱり1時間から2時間はかかってくるかなというふうに思います。

○委員

大規模店舗で受診するという時に、やっぱり土曜、日曜だと思うんです。家族と例えば半分お買い物をしに来て、1時間、2時間待つというのはなかなか難しいのかなという気もちよっとなります。そのあたりの工夫のようなものも必要かもしれません。

○保険年金課

今、健診を26年度は全部で40数回しているわけなのですが、土曜健診を26年度は6回していたものが今年、27年度は7回していて、休日の健診を増やしていかなければいけないという状況があるのですけれども、そういう中で大規模店舗ということも考えていく中では、例えば先程お話しした元気フェスタなどイベント性のあるものを組み合わせてやるということも検討の一つかなとは考えています。今年度、元気フェスタへの参加は、幻のラジオ体操第三の紹介ということをお話ししていたのですが、その中で血管年齢を測定するというような健康づくりを考える国保コーナーも設けますので、そういうものを特定健診を大規模店舗でするときに組み合わせてみることも、ただ場所的なこともありますので、できるというふうには今この場では申し上げられないのですけれども、そういうことも検討の一つです。また、これも大規模店舗さんとの話し合いになります。健診に来られた方にお買い物ポイントを増やしていただけるというようなことももし可能であれば、健診受診者を増やしていく仕掛けになるのではないかなどいろいろそういう工夫できることを考えてはいるのですが、実現していけるかどうかは今後の交渉ということになってくると思います。

○委員

その大規模店舗と交渉ということなのですが、市の庁内だけで議論して、こうすればうまくいくんじゃないか、こうすればうまくいくんじゃないかという工夫には多分限界があると思うのです。ここでは大規模店舗というのがパートナーとして上げられているのですが、民間の知恵とか、民間がどうやって人を動かしているのかとか、そう

いったところはいろいろ議論していく中で、こういうふうになれば40代のめんどくさがりの男も動くとか、そういうヒントのようなものが見えてくるんじゃないかなという気がしますので、ぜひ庁内だけで議論を閉じないで、外といろいろ交渉をされるといいかなと思います。

○委員

今の話と関連しているのですけれども、私はいつも同じところに人間ドッグに行くのですけれども、そことかは人数が限定されていて結構時間が早く終わるんですよ。そうすれば仕事にも、きっちり2時間ぐらいで終わったりするので、割と仕事の予定が立てやすいし、行きやすいし、早く終わるしみたいなのがあるので、そういった検討をしてもいいと思います。あくまで意見です。

○保険年金課

その関係で健診を予約制にするのかという話もないことはないのですけれども、健康推進課のがん健診などは予約制になっているものもありますが、キャンセルの調整であるとか、予約の受付事務の煩雑さとも兼ね合いながら予約にするのがいいのかどうかを考えているところです。

○副委員長

当然、今出しておられる中で、予約をとっておられますよね。何月何日の何時からということで個々に。

○保険年金課

はい。がん検診については基本的には予約制です。

○副委員長

がん検診については予約なんですか。

○保険年金課

はい。特定健診については日程をお知らせした上で、予約という形ではないです。

○副委員長

予約をとる形ではないけれども、何日にしたいという一応確認をするわけですか。それもしなくて、やっている日にいきなりくすのきセンターへ行ってもできないですよ。一般の健診はできるわけですか。

○保険年金課

何日にどこの会場でやっていますという日程のお知らせと一緒に、受診券を5月に送ら

せていただいて、6月から10月の間の都合の良い時に受診に行っていただくこととなっています。

○副委員長

やっておられるその中で、既に健康診断をしたいという方の人数は当然全てできる設定になっているわけですね。なおかつ、要するにもっと受診率を上げたいということで、大規模店でも一遍やってみようかという話なのですか、それともその中ではどうしてもできないと、ビバとイオンかどこかで年に二、三回やったほうがさらに上がるというのはどちらなのですか。

○保険年金課

特定健診については集団で行う健診と個別に医療機関に行っていただく方法と両方があります。健診の予算措置をするときには、実績に基づいて約四千人を集団健診としては予算化しています。ですから、そこに対象となる方が全員来られたらとてもこの回数の中では賄えないという数字です。今の受診率も兼ね合いながら実際に来られる数を推計してやっている状況です。結局、今後、対象者すべてを集団健診でというのには限界がありまして、大規模店舗でやるというのは、どちらかという、今まで受けてられなかった方が受けようとするきっかけになっていただければという意味合いです。今後は、皆さんが集団健診に来るというよりは、個別に医療機関に行っていただく方法を増やしていくことも考えていかなければいけないと思っています。

○副委員長

なるほど。一遍、来年度やりましょう。僕がやるわけではないですけども。そういうところで今まで1回もされたことはないのですよね。

○保険年金課

大規模店舗で実施したことがということでしたら、ありません。

他市ではコンビニ受診ということもされています。コンビニのローソンさんなどが企業の社会貢献活動として公的機関と連携してされているのですが、受診会場の関係で、コンビニでの健診は難しいということで大規模店舗ということを考えています。

○委員長

それではこの件につきましては審議を終わらせていただきます。

これで本日の予定施策は全て終わりましたが、事務局のほうで何かございましたらよろしくお願いたします。

【閉会】

○事務局

熱心なご議論、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

最後に事務的な連絡をさせていただきます。次回の第3回委員会は8月下旬の開催を予定しております。次回につきましては、今年度初めて通常の施策評価を予定しております。「生涯学習の推進」、「社会教育の推進」、「生涯スポーツの推進」、「小学校・中学校教育の充実」の4施策を評価していただくことになります。評価対象の施策に係る施策評価調書および事務事業評価表については本日、彦根市の封筒の中に入れていただきましたとおりです。こちらをごらんいただきまして、次の委員会の開催までに事前質問と事前評価の作業をお願いすることになりますけれども、それぞれのご提出期限等につきましては、8月下旬の開催日の調整等の連絡に併せてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これを持ちまして、第2回彦根市行政評価委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)